

「新函館市住宅マスタープラン（案）」に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	新函館市住宅マスタープラン（案）
募 集 期 間	平成25年1月7日（月）～2月6日（水）
担 当 課	都市建設部住宅課
意見提出者数	1人（4件）

「新函館市住宅マスタープラン（案）」に対する意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	<p>・リフォーム相談窓口の強化について 【案29ページ関連】 外郭団体の利用から完全な民間利用に軸足を移すべきと考える。</p>	<p>インターネットの普及等により、住宅リフォームに関する様々な情報を容易に手に入れることができるようになりましたが、特にリフォームを必要とする高齢者等からの相談につきましては、今後も住宅都市施設公社など特定の企業に片寄ることのない機関が直接対応することが必要と考えております。 今後は、本市全体における住宅性能の向上に向け、リフォームに関連する市の各種助成制度に関する相談を含めるなど、相談窓口の機能強化について検討したいと考えています。</p>
2	<p>・北方型住宅サポートシステムの利用について 【案30ページ関連】 北方型住宅の建設基準の準用性が閉鎖的であるため、普及率が低いと思われる。</p>	<p>北方型住宅および当該サポートシステムにつきましては、北海道が制度の普及を推進しているところです。 頂いたご意見につきましては、今後、当該制度の普及・活用の促進にあたり北海道との連携を図る際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>・公営住宅の延命活用について 【案35ページ関連】 民間住宅の活用とのコスト比較は欠かせない。直営による新築や改築は控え、民間投資の活用を検討することも必要ではと考える。</p>	<p>長寿命化計画では、耐用年限がまだ残っている既設市営住宅について、コスト削減と長期的な維持保全を実現するために策定しようとするものです。 頂いたご意見につきましては、同ページ「民間賃貸住宅の公営住宅的活用の検討」と併せまして、公営住宅施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>・エリアマネジメントについて 【案43ページ関連】 行政によるマネジメント組織の特定は好ましくない。活動の自発的発生あるいは誘発させるための助力以外は行政が関与すべきではないと考える。</p>	<p>エリアマネジメント組織につきましては、それぞれの地域が掲げる課題の内容や、課題解決に向けた組織設立意欲の熟度などにより、行政の関わり方もそれぞれ変わってくるものと考えております。 頂いたご意見につきましては、組織設立や活動に対する支援策などを検討する際の参考とさせていただきます。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません
結果の配布場所	都市建設部住宅課（市役所本庁舎3階）
お問い合わせ先	都市建設部住宅課 TEL 0138-21-3385, FAX 0138-27-2340 E-mail juutaku@city.hakodate.hokkaido.jp